

令和3年1月14日

第1報

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が 発令されたことに伴う宮津市の対応について

【施設の利用制限等】

■午後8時までの利用制限：R3/2/7まで

- ・宮津市福祉・教育総合プラザのコミュニティルーム・クッキングルーム・浜町ギャラリー
※宮津市立図書館は午後7時までの利用制限を当面継続
- ・杉末会館
- ・市民体育館、みやづ歴史の館、宮津会館、各地区公民館、各地区社会教育活用施設
- ・市立幼小中学校のグラウンド
- ・宮津市B & G海洋センター体育館
- ・宮津運動公園（市民グラウンド、市民テニスコート）

■利用休止：R3/2/7まで

- ・市立幼小中学校の体育館、遊戯室

■午後3時までの営業時間の短縮：R3/2/7まで

- ・おさかなキッチンみやづ（HAMAKAZE Cafe）
（宮津漁師町観光商業施設（ととまーと）は午後3時までの営業を当面継続）

【イベントの中止】

- ・1月15日（金）市民困りごと相談（福祉・教育総合プラザ 第2コミュニティルーム）

お問い合わせ先

宮津市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（総務部 / 消防防災課 / 消防防災係）TEL:0772-45-1605

（健康福祉部 / 健康・介護課 / 健康増進係）TEL:0772-45-1624